

高知県中小企業制度金融貸付金保証料補給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県中小企業制度金融貸付金保証料補給金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(保証料の補給)

第2条 県は、高知県中小企業等融資制度大綱（以下「大綱」という。）に基づく融資制度に対して高知県信用保証協会（以下「協会」という。）が信用保証を行う場合に、協会に対し保証料の補給を行うものとする。

(保証料の補給の対象となる融資制度)

第3条 前条の規定による保証料の補給の対象となる融資制度は、別表第1から別表第24までに定めるとおりとする。

(保証料補給契約)

第4条 保証料の補給については、県と協会との間で締結する保証料補給契約書に基づいて行うものとする。

(保証料の補給額及び補給期間)

第5条 県が毎年度交付する保証料の補給金（以下「補給金」という。）の額は、前年度の2月1日から当該年度の1月31日までの間において、協会が信用保証を行った別表第1から別表第8までに掲げる融資制度に対しては当該別表に掲げる保証料率で算定した金額（以下「制度保証料」という。）と基本保証料率で算定した金額（以下「基本保証料」という。）との差額から、協会負担率で算定した額（以下「協会負担額」という。）を控除した額とし、別表第9から別表第24までに掲げる融資制度に対しては制度保証料と基本保証料との差額とする。

2 県は、大綱に定める償還期間以内の間、前項の補給金を交付する。ただし、大綱及び高知県特別融資制度要綱に規定する伴走支援型特別保証融資（以下「伴走支援型特別保証融資」という。）及び経営改善支援融資（以下「経営改善支援融資」という。）並びに大綱及び高知県経営支援融資制度要綱に規定する協調支援型特別保証制度融資、安心実現のための高知県緊急融資（事業者選択型経営者保証非提供促進枠）及び事業者選択型経営者保証非提供促進融資に係る保証条件変更に伴い追加して生じる補給金については、この限りでない。

(補給金の計算方法)

第6条 補給金の計算方法については、協会が定めた「保証料徴収規程」及び「保証料計算徴収及び管理細則」に準ずるほか、次に定めるとおりとする。

- (1) 補給金額の計算は、個別保証ごとに融資別及び年度別に行うこと。
- (2) 別表第1から別表第8までに掲げる融資制度に対しては制度保証料と基本保証料との差額から、協会負担額を控除した額を、別表第9から別表第24までに掲げる融資制度に対しては制度保証料と基本保証料との差額を補給すること。ただし、伴走支援型特別保証融資、経営改善支援融資、協調支援型特別保証制度融資、安心実現のための高知県緊急融資（事業者選択型経営者保証非提供促進枠）及び事業者選択型経営者保証非提供促進融資については、協会が信用保証を行った日の属する請求期間の請求期日に一括して請求することができる。
- (3) 制度保証料は、次の式のとおり各融資の保証料率と基本保証料率との比例計算により算出する。
制度保証料=基本保証料×保証料率/基本保証料率
- (4) 協会の自己努力により新たに保証料を引き下げの場合（このときの保証料率を「割引保証料率」と、保証料を「割引保証料」という。）は県の承認を要する。また、その引き下げ分は協会負担とする。
- (5) 代位弁済を行った場合は、代位弁済日の翌日から最終償還予定日までの補給金は、代位弁済を行わなかった場合に請求することができた金額を、代位弁済日の属する補給金請求期間の請求期日に一括して請求することができること。
- (6) 補給金請求期日に請求することができる補給金額は、保証料補給契約書に定める期間に係る補給金の額とするが、やむを得ない場合は、以後の請求期間の補給金に含めて請求することができること。
- (7) 端数処理の関係上、各補給金請求期間の請求額の累計が請求可能保証料総額と一致しない場合は、最終請求期間に調整を行うこと。

(補給金に係る検査)

第7条 知事は、協会から補給金の請求書の提出があった場合は、当該請求書を受理した日から15日以内に検査を行うものとする。

(補給金の支払)

第8条 知事は、前条の規定による検査において、補給金の請求内容が適当であると認めるときは、同条の請求書を受理した日から30日以内にこれを支払うものとする。ただし、協会が次の各号のいずれかに該当すると知事が認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (11) 県税を滞納しているとき。

（補給金の控除）

第9条 知事は、既に補給金を交付した保証債務について、違算又は保証条件変更時の変更実行報告若しくは保証期間内の繰上げ完済時の完済報告等の金融機関からの報告遅延により過払が生じたときは、既に交付した補給金のうち過払となった部分を以後に交付する補給金から差し引くものとする。

（保証の解除）

第10条 協会は、大綱に基づく資金の用途が貸付けの目的に違反すると認めるときは、知事と協議の上、貸付金の全部又は一部について保証の解除を行わなければならない。

2 協会は、前項の保証の解除を行ったときは、知事に対し遅滞なくその旨を通知しなければならない。

3 知事は、協会が第1項の規定により保証の解除を行ったときは、当該解除をした貸付金について、当該解除以後の保証料の補給を打ち切るものとする。

（補給金の打ち切り等）

第11条 知事は、協会の責めに帰すべき事由により協会がこの要綱又は第4条の規定により締結した保証料補給契約書の条項に違反したときは、協会に対する保証料の補給を打ち切り、又は既に交付した補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（報告の徴収等）

第12条 県及び協会は、次に定めるところにより通知又は報告等を行わなければならない。

(1) 県は、融資制度ごとの貸付金の上限を定め、協会に通知すること。

(2) 協会は、月ごとの制度別承諾状況を県に翌月10日までに報告すること。

(3) 前号に掲げるもののほか、協会は、知事がこの要綱に基づく保証料の補給に係る信用保証に関して報告を求めた場合又はその職をして当該信用保証に関する帳簿、書類等を調査させる場合は、これに協力すること。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補給金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年9月27日に改正し、平成14年度の補給金額計算から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年11月28日に改正し、平成14年度の補給金額計算から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日に改正し、平成15年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日に改正し、平成 16 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日に改正し、平成 17 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日に改正し、平成 18 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日に改正し、平成 19 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、平成 19 年 7 月 30 日に改正し、平成 19 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日に改正し、平成 19 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日に改正し、平成 20 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、平成 20 年 10 月 31 日に改正し、平成 20 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、平成 20 年 12 月 1 日に改正し、平成 20 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、平成 20 年 12 月 19 日に改正し、平成 20 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日に改正し、平成 21 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、平成 21 年 7 月 21 日に改正し、平成 21 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、平成 21 年 10 月 21 日に改正し、平成 21 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、平成 22 年 2 月 15 日に改正し、平成 21 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日に改正し、平成 22 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日に改正し、平成 23 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日に改正し、平成 24 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、平成 24 年 7 月 13 日に改正し、平成 24 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、平成 25 年 5 月 14 日に改正し、平成 25 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、平成 25 年 12 月 25 日に改正し、平成 25 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、平成 26 年 4 月 22 日に改正し、平成 26 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、平成 27 年 4 月 27 日に改正し、平成 27 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、平成 28 年 4 月 27 日に改正し、平成 28 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、平成 28 年 8 月 30 日に改正し、平成 28 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、平成 29 年 4 月 7 日に改正し、平成 29 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日に改正し、平成 30 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日に改正し、平成 31 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、令和元年 12 月 27 日に改正し、平成 31 年 1 月 1 日の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、令和 2 年 3 月 30 日に改正し、平成 31 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、令和 2 年 4 月 2 日に改正し、令和 2 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、令和 2 年 9 月 29 日に改正し、令和 2 年 4 月 23 日の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日に改正し、令和 3 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 7 月 14 日に改正し、令和 3 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 1 月 28 日に改正し、令和 3 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 3 月 23 日に改正し、令和 3 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 3 月 30 日に改正し、令和 4 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 2 月 6 日に改正し、令和 5 年 1 月 10 日の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 3 月 29 日に改正し、令和 5 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 4 月 27 日に改正し、令和 5 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 12 月 14 日に改正し、令和 5 年 11 月 24 日の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 3 月 27 日に改正し、令和 6 年 3 月 15 日の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 4 月 26 日に改正し、令和 6 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 8 月 5 日に改正し、令和 6 年 7 月 18 日の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 25 日に改正し、令和 7 年度の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日に改正し、令和 7 年 7 月 1 日の補給金計算から適用する。

附 則
この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日に改正し、令和 8 年度の補給金計算から適用する。